

## 令和3年度滝沢市行政基本条例の運用状況等の検証結果について

### 1 検証の根拠

滝沢市では、滝沢市自治基本条例に掲げた「将来像」「市民憲章」「目指す地域の姿」の実現を目指し、行政が果たすべき役割やルールを定めた滝沢市行政基本条例（以下「条例」という。）を平成27年4月に施行しました。

この条例の運用状況を確認し、行政運営の仕組みをより良いものにしていくため、条例第21条では毎年検証を行うことを規定しています。

（条例の検証）

第21条 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

### 2 検証方法

市で検証結果を取りまとめ、「市民との連携協力」及び「市民意見の把握」の状況について、より分かりやすく事例別に掲載し、毎年度の検証において見直しを図っています。

#### （1）条例の運用状況

条例の各規定の運用状況を調査し、目的の達成に寄与する取組がなされているかを検証しました。運用状況を調査する規定は、第1章（総則）及び第7章（条例の検証）を除く全ての章とし、市民との連携協力、行政運営、財政運営、行政組織及び職員の倫理原則等の分野について、それぞれ事務主管課で評価を行いました。

#### （2）市民の意見の変化

たきざわ幸福実感アンケートにおける行政運営の基本原則に関する意識調査項目及び自由意見により、市民の意見の変化を調査しました。

#### （3）総括

上記（1）及び（2）の結果を踏まえ「必要性」「効果」「適時性」の視点から条例の有用性を検証し、条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等の必要がないか確認を行いました。

### 3 検証結果

現時点では条例第21条第2項に規定する「条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等」を講ずる状況には至っていないと判断します。

# (1) 条例の運用状況

項目	条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課	
<b>第1章 総則</b>					
第1条 (目的)	この条例は、滝沢市の行政運営の基本原則及び経営理念並びに職員の倫理原則等を明らかにすることにより、市民の信頼と負託にこたえ、滝沢市自治基本条例(平成26年滝沢市条例第1号。以下「自治基本条例」という。)に基づく、市民主体による自治を基本とする行政運営を確立することを目的とする。				
第2条 (定義)	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職に属する者及び同条第2項に規定する一般職に属する者をいう。 (2)経営 政策等を推進するための方針を定め、社会経済情勢及び市の財政状況を踏まえ、計画的に事務事業を執行及び管理する行政活動をいう。 (3)コンプライアンス 法令等、社会規範、職員倫理及び職務上のモラルを遵守することをいう。 (4)市民参加 政策等の立案、実施及び評価の過程において、市民が行政運営に関わることをいう。 (5)任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。				
<b>第2章 行政運営の原則</b>					
第3条 (行政運営の基本原則)	市は、市民の信託に基づき行政運営をしているという認識の下、市民主体の地域づくりを具体的に進めるための政策等を定め、これを推進しなければならない。	●第1次滝沢市総合計画	●「市民主体の地域づくり」を基本的考えとしている第1次滝沢市総合計画において、令和3年度の各政策、基本施策及び施策を展開するとともに、次期総合計画策定に着手し、市民主体の地域づくりの推進につなげています。	企画政策課	
	市は、安定した財源の確保に努め、持続可能な財政構造を構築し、計画的で健全な財政運営を行わなければならない。	●滝沢市財政状況の作成及び公表に関する条例 ●滝沢市中期財政計画 ●滝沢市財政構造改革方針	●条例に基づき年2回(令和2年度下半期・令和3年度上半期)財政状況を公表しました。 ●持続可能で安定的な財政運営を行う指針として、令和4年3月に令和4～8年度を計画期間とする財政計画を策定しました。 ●財政構造改革について、引き続き取組を行い、健全な財政運営がなされるよう、予算編成を行いました。 ●令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を議会へ報告するとともにホームページで公表しました。	財務課	
	市は、効果的かつ効率的な事務事業の実施により自立した経営を行うとともに、不断の見直し及び改善に努めなければならない。	●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●実行計画の策定及び事業評価の各段階において事務事業の有効性や改善についての確認を実施し、事業の見直しや改善を図りながら展開しています。	企画政策課	
	第4項	市は、行政運営の透明性の向上を図るため、行政に関する情報を多様な方法で積極的に提供しなければならない。	●滝沢市行政情報公開条例	●滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会を開催し(令和3年度は3回)、行政情報等を適正に取り扱っています。 ●滝沢市行政情報公開条例に基づき40件の行政情報公開請求がありました。法令又は他の条例の規定により公開することができない情報であるため、法人に関する情報であるため、文書の作成及び取得をしていないため等、文書不存在とした4件を除き、公開又は部分公開とし、行政情報を適正に提供しています。	総務課
			●滝沢市附属機関が開催する会議の公開及び会議録の公表に関する要綱 ●広報たきざわ ●ホームページ	●法律又は条例により市長が設置する附属機関の会議については原則公開とし、ホームページで会議開催の事前公表と会議録の公表を実施しています。 ●広報(月2回発行)、ホームページ、記者会見やSNS等により、市からのお知らせやイベント情報などを発信しています。視覚障がいがある方も情報が得られるよう、録音版・点字版広報を作成し希望者に送付しています。	企画政策課
第5項	市は、適正な行政運営の推進のため、コンプライアンスの徹底に取り組まなければならない。	●令和3年度滝沢市監査執行方針及び実施計画 ●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、フォローアップ研修及び法制執務研修を中止しましたが、受講対象者に対し研修資料を配布し、自己研修を進めました。 ●令和3年度の改善を要する事務処理等の報告は10件で、対処と改善活動の内容及び予防処置の状況について全庁に周知し、注意喚起を図っています。	総務課 企画政策課	
第4条 (行政組織の整備等)	市は、前条各項に規定する基本原則に基づき行政運営を推進するため、実効性のある行政組織を整備するとともに、必要に応じ、行政組織の見直しを行うものとする。	●滝沢市部設置条例 ●滝沢市職員定数条例 ●滝沢市長部局行政組織規則 ●滝沢市職員定員管理計画	●第2次滝沢市職員管理計画に基づき、適正な職員数の維持と配置のため、令和3年4月1日付けで13人、8月1日付けで2人の職員を採用しました。 ●地方公務員法の改正に伴う定年延長への対応について調査検討を進め、再任用職員任用制度の運用について(通知)(令和3年12月24日付け滝総第1216004号滝沢市長発出)を通知しました。	総務課	

項目		条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課
第2項		市は、社会情勢の変化及び多様化する市民の価値観に的確に対応し、地域づくりの推進を担う能力を有する職員の育成に努めなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●令和3年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、研修実施計画中、一部の研修を中止しましたが、内部企画研修及び派遣研修を実施し、述べ511人が参加しました。	総務課
				●地域づくり懇談会と地域づくり支援職員の合同研修会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い合同研修会を延期しました。新たに地域づくり支援職員となった職員に対しては資料による自己研修を進めました。	地域づくり推進課
第5条 (市民との連携協力)		市は、地域の実情に即した市民の自発的な活動を尊重するとともに、市民との役割分担を明確にし、連携協力により地域づくりを推進するものとする。	●滝沢市地域づくり支援職員設置要領 ●第1次滝沢市総合計画後期基本計画(地域別計画) ●滝沢市地域づくり活動推進事業費補助金交付要綱	●各懇談会が実施する事業に地域づくり支援職員が参画し、目指す地域の姿の実現のため、様々な地域づくり活動が展開されました。 ●地域づくり活動推進事業費補助金について、令和3年度は、地域別計画を推進するために3地域から3事業の申請があり、全て採択しました。	地域づくり推進課
			●滝沢市公募補助金実施要綱	●令和4年度以降3か年度に対象となる公募補助金は、政策報告補助金29件、個別申請補助金16件の申請があり、それぞれ29件、16件を採択しました。	財務課
				※「市民との連携協力事例」について別掲します。	企画政策課
第6条 (議会との関係)		市長は、議事機関である議会と、それぞれの役割及び特性を活かし、対等な立場で協力し合うものとする。		●議会事務局と随時情報を共有し、円滑な議会事務を執り進めました。	総務課
<b>第3章 市の経営に関する理念</b>					
第7条 (経営理念)		市は、第3条に規定する行政運営の基本原則に基づき市の経営を行うため、基本的な価値観となる経営理念を定めるものとする。	●経営理念 ●経営の姿勢 ●行動指針	●平成27年度に経営理念、経営の姿勢、行動指針を制定し、これに基づき経営を行っています。 ●経営理念等を掲載した「市の経営に関する理念」カードを配布し、職員への意識づけを行っています。 ●職員の意欲を計測すると共に市民満足の向上に取組む基盤があるかを確認するため、職員満足度アンケートを実施し、職場環境や職員個人の意識について調査しました。	企画政策課
第8条 (経営の姿勢)		市は、経営理念に沿った取組の姿勢(以下「経営の姿勢」という。)を定め、これに基づき経営を行うものとする。			
第9条 (行動指針)		市は、経営理念を実現するための職員の行動及び判断の基準(以下「行動指針」という。)を定め、職員は、これに基づき行動するものとする。			
第10条 (経営理念等の公表)		市は、前3条に規定する経営理念、経営の姿勢及び行動指針を定めたときは、これを公表しなければならない。また、変更したときも同様とする。		●ホームページで公開し、市民の皆さんにもお知らせしています。	企画政策課
<b>第4章 総合計画</b>					
第11条 (総合計画の策定)		市は、地域づくりを推進するため、自治基本条例第9条第1項に規定する総合計画を策定するものとする。	●第1次滝沢市総合計画(平成27～令和4年度)	●平成27～令和4年度の8年間を計画期間とする第1次滝沢市総合計画を策定しています。 ●第2次滝沢市総合計画の策定に向け、第2次滝沢市総合計画策定本部を設置し、基本構想の策定に向け取り組みました。	企画政策課
第12条 (総合計画の構成及び期間)		総合計画は、基本構想、基本計画及び実行計画により構成するものとする。		●第1次滝沢市総合計画に基本構想、基本計画及び実行計画を策定しています。	企画政策課
	第2項	基本構想は、市民主体の地域づくりを推進し、滝沢市の将来像を実現するための基本的な指針を定めたもので、その期間を8年とする。		●第1次滝沢市総合計画に平成27～令和4年度の8年間を構想期間とする基本構想を策定しています。	企画政策課
	第3項	基本計画は、基本構想を実現するための取組を体系的に定めたもので、その期間は、基本構想で定めるものとする。		●基本計画は総合計画期間を前期と後期に分け、令和元年～4年度の4年間を計画期間とする後期基本計画を策定し、展開しています。 ●令和3年度は、令和元年度からの4年間を計画期間とする後期基本計画に基づいた取り組みを展開しています。	企画政策課
	第4項	実行計画は、基本計画に基づき実施する事務事業の内容、年度別事業費等を定めたもので、毎年策定するものとする。		●各年度の実行計画書兼事業説明書を策定しています。また、実行計画に対する事業実績報告書を作成し、ホームページで公開しています。	企画政策課
第13条 (総合計画との整合)		総合計画は、市の政策を定める最上位計画であり、市が行う政策等は、緊急を要するもののほかは、これに基づくものとする。		●市が行う事業等は実行計画を策定し、総合計画に体系づけて実施しています。	企画政策課
	第2項	市長は、総合計画に定める政策の実現のため、事務事業の展開の基礎となる全体方針(以下「市長方針」という。)を毎年策定し、これに基づき計画的かつ安定的な行政運営をしなければならない。	●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●第1次滝沢市総合計画基本構想の実現に向け、次年度の事務事業展開の基礎となる全体方針として「令和4年度市政経営に係る市長方針」を令和3年9月に策定し、全職員に通知し、実行計画策定と予算編成に反映しました。	企画政策課
	第3項	市は、政策別の基本となる計画等を策定する場合、総合計画との関係を明らかにした上で、一体的に進行管理を行うものとする。		●第1次滝沢市総合計画の策定段階において、総合計画への分野別計画等の適切な位置づけを図っています。 ●後期基本計画の策定において、分野別計画等を取りまとめ、総合計画の趣旨の反映と、可能な範囲での計画期間の一致を図っています。	企画政策課

項目	条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課
<b>第5章 市民参加の推進</b>				
第14条	(情報の共有) 市は、市民参加を推進するため、行政に関する情報を積極的に公表又は提供をし、市民と共有するものとする。	第3条第4項評価参照	同左	同左
第15条	(市民意見の把握) 市は、行政運営に関する市民の意向を的確に把握するため、市民参加しやすい多様な機会を提供しなければならない。	●滝沢市住民投票条例 ●滝沢市パブリックコメント実施要綱	●市では毎年市民3,000人を対象とする「たきざわ幸福実感アンケート」を実施し、暮らしに関する満足度や重要度などについて定点観測し、政策等の進捗状況を測る指標として活用するとともに、自由意見により市民の意見を把握し、行政運営に反映しています。 ●市民主体のまちづくりの推進と、対話重視の行政運営を目指し、市長が地域に向いて市民と懇談する「お気軽トーク」を設けています。 ※「市民意見の把握事例」について別掲します。	企画政策課
	第2項 市は、意見交換会の開催、パブリックコメント及びアンケート調査の実施その他適切な方法によって、市民の意見を求めるものとする。			
第16条	(市民意見への対応) 市は、市民参加により提出された意見、提言等を尊重し、行政運営に反映させるなど適切な対応に努めなければならない。	●要望等事務処理規程 ●インターネットを媒体とした要望等事務処理規程	●市に寄せられた意見・要望については、担当課に回付して対応するとともに、政策調整報告会議に報告し共有を図っています。 ●声の箱、メール(ホームページ問合せフォーム)、FAX等で寄せられた住民要望等は担当課において適切に対応しています。また、公表を希望するご意見についてはホームページで公開しています。 ●寄せられた要望等に対して、適宜関係機関との連携協力を図り、適切に対応しています。	企画政策課
<b>第6章 職員のコンプライアンスの原則</b>				
第17条	(職員の倫理原則) 職員は、市民主体による地域づくりを推進するため、全体の奉仕者であることを自覚し、常に公平かつ公正に職務を執行しなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●滝沢市人材育成基本方針及び令和3年度滝沢市職員研修計画に基づき、市民の信頼と負託に応えることのできる職員の育成を進めました。 ●市長から、市民に信頼される職員について訓示が行われています。	総務課
	第2項 職員は、その職務及び地位を私的な利益のために用いてはならず、また、市民の疑惑及び不信を招くような行為をしてはならない。			
第18条	(職員の行動原則) 職員は、経営理念及び経営の姿勢を共通認識とし、市長方針を十分に理解した上で、誰もが幸福を実感できる地域づくりに向けた行動に取り組まなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●「令和4年度市政経営に係る市長方針」(令和3年9月)により市が目指す姿や使命等の共有を図り、市長方針を十分に理解した上で、部課等の方針や実行計画を策定し後期基本計画の推進に取り組むよう全庁に通知しました。	企画政策課
	第2項 職員は、職務の遂行に当たっては、コンプライアンス意識を保持し、行動指針に基づき主体的に行動しなければならない。			
第19条	(任命権者の責務) 任命権者は、職員が常に高いコンプライアンス意識を持って行動するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●令和3年度滝沢市職員研修計画に基づき、新たに主任及び主査級に昇格した職位を対象とした研修を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い研修を実施したため、研修対象者18名に研修資料を配布し、自己研修を進めました。	総務課
第20条	(管理監督者の責務) 職員を管理し、又は監督する立場にある者(以下「管理監督者」という。)は、その職責の重要性を自覚し、第17条各項に規定する職員の倫理原則を自ら率先して遵守しなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●滝沢市人材育成基本方針及び令和3年度滝沢市職員研修計画に基づき、市民の信頼と負託に応えることのできる職員の育成を行っています。 ●令和3年度は、内部研修として、課長級を対象とした研修を実施し、41人が受講しました。	総務課
	第2項 管理監督者は、その管理又は監督の対象となる職員(以下「部下職員」という。)に対し、コンプライアンス意識の保持のために必要な指導及び助言を行わなければならない。			
	第3項 管理監督者は、部下職員の職務の執行状況を定期的に点検及び評価し、その改善を図るとともに、職員相互の協力体制を整え、一人一人の能力が発揮される良好な職場環境の形成及び維持に努めなければならない。			
第21条	(条例の検証) 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。	●人事評価制度	●滝沢市人材育成基本方針に基づき、人事評価の取組を進めました。 ●良好な職場環境の形成をめざし、働きやすい職場研修を実施し、35人が受講しました。 ●「一人一人の能力が発揮される良好な職場環境の形成及び維持」について客観的に評価するため職員満足度アンケート調査を実施しました。【働きやすい職場と感じている職員の割合:65.6%】	企画政策課
	第2項 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。			
<b>第7章 条例の検証</b>				
第21条	(条例の検証) 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。	●人事評価制度	●滝沢市人材育成基本方針に基づき、人事評価の取組を進めました。 ●良好な職場環境の形成をめざし、働きやすい職場研修を実施し、35人が受講しました。 ●「一人一人の能力が発揮される良好な職場環境の形成及び維持」について客観的に評価するため職員満足度アンケート調査を実施しました。【働きやすい職場と感じている職員の割合:65.6%】	企画政策課
第2項 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。				

## 事例1 滝沢市健康づくり宣言参加団体支援事業補助

---

実行計画事業名：健康づくり事業

事業担当課：健康福祉部健康づくり推進課

対象・関係団体：滝沢市健康づくり宣言参加団体

### 1 事業における課題や連携協力の背景

- ・市民等による健康づくりの取組の拡大を図るため、平成30年7月1日に行った滝沢市健康づくり宣言の趣旨に賛同している団体（滝沢市健康づくり宣言参加団体）が行う健康づくりに関する取組を支援し、地域での健康づくりの機会創出を行っている。

### 2 連携協力事例の概要

- ・滝沢市健康づくり宣言参加団体1団体（元村東自治会）の健康づくりに関する取組を支援し、健康づくりの機会を創出した。

令和3年4月 補助金申請

令和3年4月～10月 健康づくりの取組実施及び会員募集

令和2年1月 補助金交付

#### （活動支援、協力内容）

- ・健康づくりに関する事業に要する経費の2分の1を補助している。

### 3 今後の展開

より多くの滝沢市健康づくり宣言参加団体が健康づくりに取組めるように、制度の周知、取組事例の周知を図る。

## 事例2 選挙啓発事業

---

実行計画事業名：－

事業担当課：選挙管理委員会事務局

対象・関係団体：岩手県立大学学生グループ「V o t e r s（ボーターズ）」

### 1 事業における課題や連携協力の背景

- ・これまでも市内の小中学校や高校などで選挙に関する啓発授業を行っているが、選挙権年齢が18歳に引き下げられた中、若い世代の投票率は低いままとなっている。
- ・若い世代が選挙についての関心が低いままとなると、将来的にも投票率が低いままとなることが考えられるため、いかに若い世代が興味を持ち、実際の投票へ繋げることができるか検討している。

### 2 連携協力事例の概要

- ・新たに選挙権を得て、選挙が一層身近となる世代の当事者である大学生自身が、グループを立ち上げ、選挙の重要性や投票の行い方などを当事者の目線で啓発を行っている。
- ・令和3年10月 V o t e r s 立ち上げ

- ・令和3年10月 衆議院議員総選挙における不在者投票に係る投票用紙の請求方法について、岩手県立大学にて計3日間学生に向けて支援を実施
- ・令和4年1月 岩手県選挙管理委員会主催の「啓発事業に係る大学生との意見交換会」において投票率向上策について発表

**(活動支援、協力内容)**

- ・各種選挙において、どのような活動をすることができるか、投票を行うためにどのようなことが必要なのかなど、選挙制度等に関することを選挙管理委員会事務局でフォローしている。

**3 今後の展開**

V o t e r s が行う各種活動へ参加し、選挙制度等に関するフォローを行いながら、提案を受けた投票実向上策の選挙啓発事業へ反映させていく。

## 事例1 地域福祉計画の進捗管理及び計画の策定

---

実行計画事業名：地域福祉計画策定事業

事業担当課：健康福祉部地域福祉課

### ▶ アンケート調査

案件 滝沢市地域福祉計画に係るアンケート

時期 令和4年2月25日～令和4年3月18日

対象 18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）

目的 計画を策定する上で、意見等を聴取し、課題の抽出と解決策の検討に資するために実施

結果 現在実施中

## 事例2 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の策定

---

実行計画事業名：環境基本計画推進事業

事業担当課：市民環境部環境課

### ▶ アンケート調査

案件 滝沢市環境基本計画に係るアンケート

時期 令和3年9月27日～令和3年10月22日

対象 18歳以上の市民1,000人（無作為抽出）

市内事業所200件（無作為抽出）

目的 現計画の期間が満了を迎え、気候変動対策など国内外の動向変化を受け策定する「第2次滝沢市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に資するために実施

結果 市民アンケート回答数 401件（回答率40.1%）

事業所アンケート回答数 98件（回答率49.0%）

対応 自由意見、アンケート結果ともデータ化し、次期基本計画策定時に開催される審議会資料や計画骨子案・分析結果材料等として反映する。

## 事例3 特別用途地区建築制限条例の制定

---

実行計画事業名：都市計画総務事務

事業担当課：都市整備部都市政策課

### ▶ パブリックコメント

案件 滝沢市特別用途地区建築制限条例（素案）

時期 令和3年11月15日～令和3年12月6日

対象 限定なし

結果 意見の提出なし

## 事例4 産業振興条例の展開

---

実行計画事業名：商工業経営安定支援事業

事業担当課：経済産業部企業振興課

### ➤ 産業振興会議開催

案件 滝沢市産業振興会議の開催

時期 令和3年9月2日、令和3年11月24日

対象 滝沢市産業振興会議委員

目的 産業の振興に関する施策に係る意見聴取及び検証、滝沢市産業振興条例の周知と産業振興に関する意見聴取のため。

結果 本市の産業振興に係る意見や要望等をいただいた。

対応 滝沢市産業振興条例に基づいた今後の施策展開を検討する際の参考とする。

## 事例5 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想の策定

---

実行計画事業名：農業振興事務

事業担当課：経済産業部農林課

### ➤ 意見聴取

案件 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見聴取

時期 令和3年12月10日～令和4年1月7日

対象 滝沢市農業委員会、市域内の農業協同組合

目的 市の農業者に係る基本指標であるため、意見等がないか確認を行った。

結果 意見の提出なし

対応 同計画（案）を県振興局へ提出

## 事例6 森林整備変更計画の策定

---

実行計画事業名：林業振興事業

事業担当課：経済産業部農林課

### ➤ 公告縦覧及び意見聴取

案件 森林整備変更計画策定に係る公告縦覧及び意見聴取

時期 令和4年1月19日～令和4年2月18日

対象 公告縦覧：市民

意見聴取：市内林業関連業者等

目的 滝沢市における林業整備計画策定にあたり、意見等がないか確認を行った。

結果 意見の提出なし

対応 同計画を県や森林管理署へ送付し調整

## 事例7 森林経営管理制度の推進等

---

実行計画事業名：森林経営管理事業

事業担当課：経済産業部農林課

### ➤ アンケート調査

案件 令和3年度森林意向アンケート調査

時期 令和3年11月5日～令和4年2月10日



- 対象 大沢・篠木地区の一部の森林所有者（私有林人工林）  
目的 森林経営管理制度の推進、対象森林所有者の今後の森林経営への考え方について把握するため  
結果 回答数89人（回答率74.8%）  
対応 回答内容を踏まえ、今後の制度推進方針を検討

## 事例8 次期水道ビジョン・経営計画策定

---

実行計画事業名：水道事業経営

事業担当課：上下水道部水道総務課

### ▶ アンケート調査

- 案件 水道に関するアンケート調査  
時期 令和3年12月1日～令和3年12月24日  
対象 水道利用者3,000人（無作為抽出）  
目的 水道の運営基盤の強化・顧客サービス向上の施策であるほか、次期水道ビジョン・経営計画策定業務の推進に必要となることから実施  
結果 回答数1,458人（回答率48.6%）  
対応 自由意見については所管課に伝えるほか、質問等に対しては広報誌への掲載やホームページへの掲載を予定

## 事例9 第1次滝沢市総合計画後期基本計画の展開

---

実行計画事業名：総合計画マネジメント事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

### ▶ アンケート調査

- 案件 たきざわ幸福実感アンケート調査  
時期 令和3年10月20日～11月10日  
対象 市民3,000人（無作為抽出）  
目的 幸福感を育むための環境の整備の進捗状況を測るとともに、市民主体による地域づくりや市行政運営に活かすため  
結果 回答数 958件（回答率31.9%）  
対応 自由意見については所管課に内容を伝え、行政運営に反映させるとともに、市の現在の状況や考え、対応等の回答を作成し、市ホームページで公表している。

## 事例10 学連携活性化事業の展開

---

実行計画事業名：学連携活性化事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

### ▶ 大学との連携（政策課題実習）

案件 岩手県立大学「政策課題実習」  
時期 令和3年4月16日～7月30日  
対象 岩手県立大学生  
目的 後期基本計画市域全体計画の主戦略として掲げた「若者定住」の実現に向けて、学生とともに若者が考える政策の推進を図るため  
結果 実習の成果発表において、若者・大学生を軸とした、実際に事業として取り組みを見込める程度の事業案がみられた。

## 事例 1 1 市民ニーズの把握と地域課題の検討のための意見交換

---

実行計画事業名：市民対話促進事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

### ➤ 意見交換（市政懇談会）

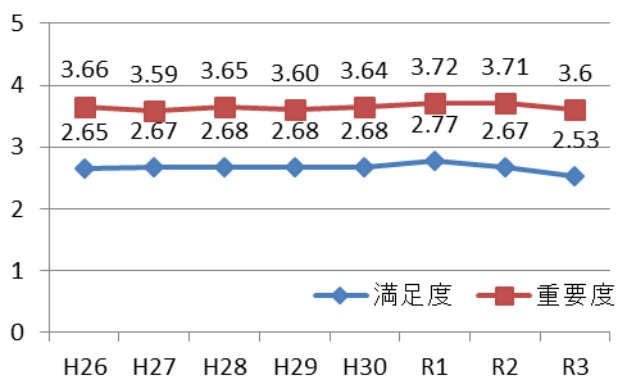
案件 令和3年度市政懇談会  
時期 令和3年11月13日～12月18日  
対象 各地域づくり懇談会、各自治会  
目的 後期基本計画市域全体計画の主戦略として掲げた「若者定住」の実現に向けて、学生とともに若者が考える政策の推進を図るため  
結果 12の地域づくり懇談会及び自治会で実施し、市民317人参加し意見交換を行った。  
対応 質疑応答やその後の対応等を質疑応答集としてまとめ、各地域づくり懇談会長及び各自治会長へ提供を行った。

## (2) 市民の意見の変化

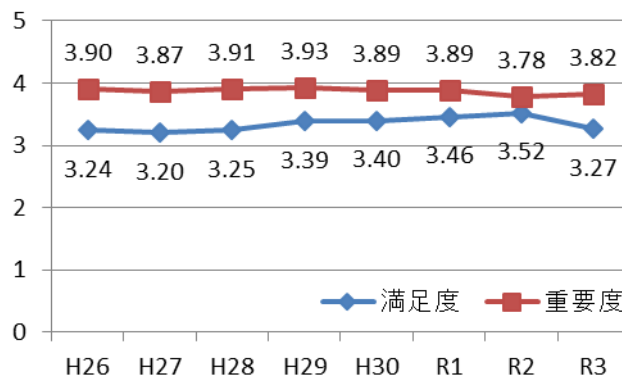
令和3年度たきざわ幸福実感アンケートでは、暮らしに関する満足度及び重要度について尋ねています(問1)。このうち、行政運営の基本原則に関する項目の結果は下記のとおりです。

### ➤ 市民主体の地域づくり

#### (41) 同じ目的を持った人との交流がある



#### (44) 人々が集まり活動できる場所がある

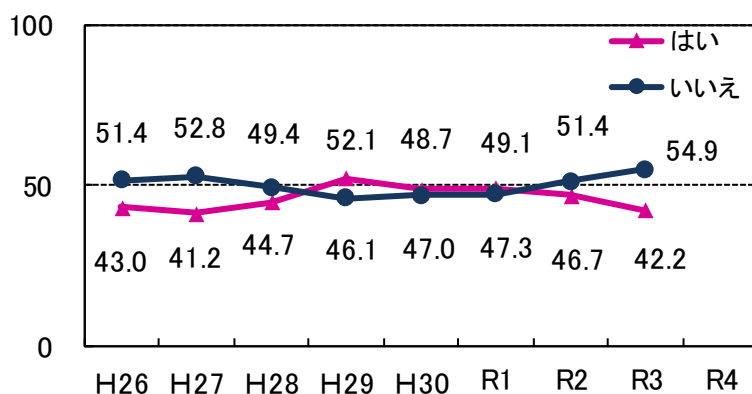


- ・「(41) 同じ目的を持った人との交流機会」の満足度、「(44) 人々が集まり活動できる場」の満足度も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による機会の減少によって減少傾向となっています。
- ・引き続き、滝沢市総合計画後期基本計画の新たなコミュニティや多様な「人とのつながり」の創出に着目し、滝沢の価値をともに創造する人材の交流に取り組んでいく必要があります。

#### 【参考指標】

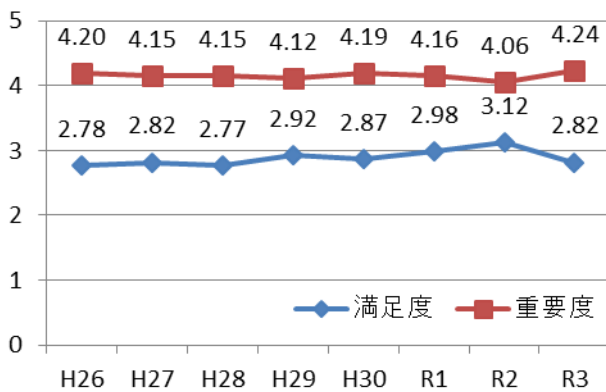
問2(6)あなたは、人々が集まり活動できる「場」があると感じていますか。

(全回答者：経年比較：%)

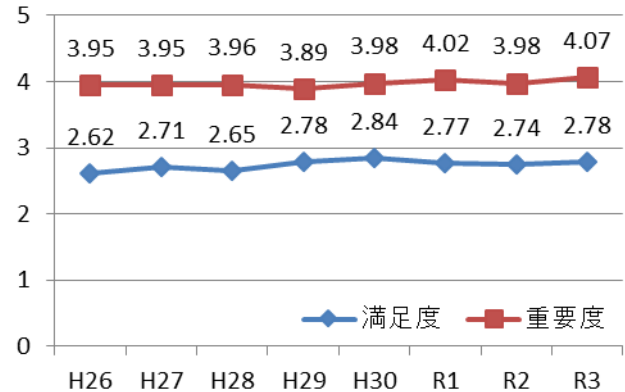


➤ 行政情報の積極的な提供

(40)必要な情報がわかりやすく伝わる



(43)必要なときに欲しい情報が得られる

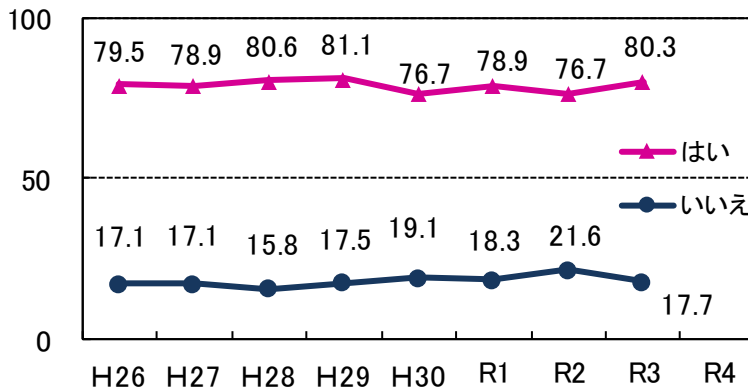


・「(40)必要な情報がわかりやすく伝わる」の重要度、「(43)必要なときに欲しい情報が得られる」の重要度も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により上昇し、広報・ホームページともに、情報のセーフティーネットとして今後も維持・活用しながら内容や対象によって効果的な情報提供の手段を選択していくことが必要と考えられます。

【参考指標】

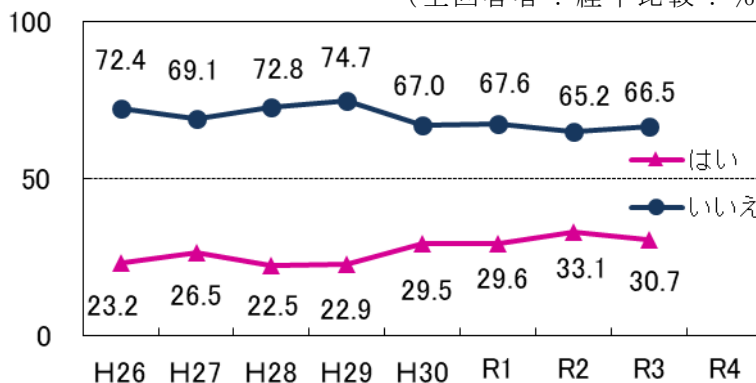
・問 2(27)あなたは、広報たきざわを読んでいますか。

(全回答者：経年比較：%)



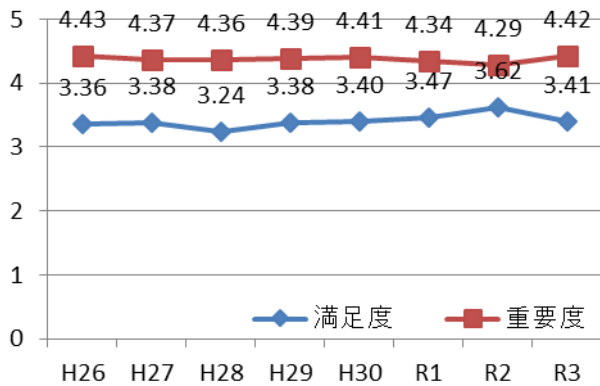
・問 2 (28) あなたは、広報やインターネットなどで、地域の情報を収集・発信していますか

(全回答者：経年比較：%)



➤ 市の業務の効果的・効率的な執行、コンプライアンス

(24)市役所の仕事は信頼できる

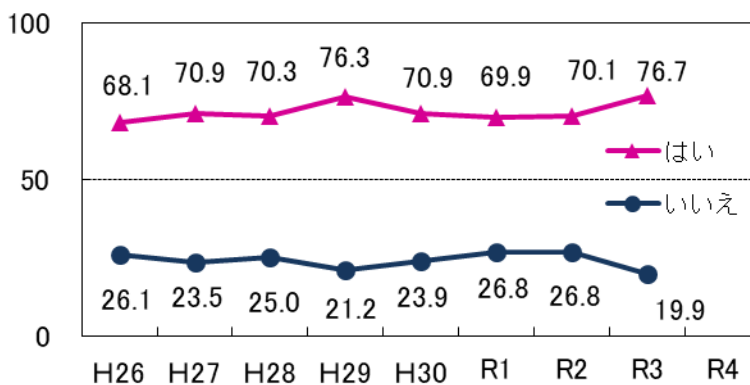


・参考指標「(35) あなたは、市役所窓口での説明が分かりやすく対応が良いと感じていますか」については、対応が良いと感じている方が増えているものの、「(24)市役所の仕事は信頼できる」の満足度が減少し、重要度との乖離が大きくなっています。今後も行政基本条例に規定する行政運営の基本原則に立って業務を執行するよう、機会をとらえて全庁に働きかけていきます。

【参考指標】

問 2(35)あなたは、市役所窓口での説明が分かりやすく対応が良いと感じていますか。

(全回答者：経年比較：%)



### (3) 総括

視点	検証・考え方
必要性	<p>市では自治基本条例に掲げる「めざす地域の姿」の実現に向け、市民・行政・議会の三者が役割分担の下で協働する地域づくりの仕組み【トータルコミュニティマネジメント】を運用することとしています。</p> <p>本条例は、自治基本条例に基づき、行政の機能や役割、職員の行動に関する原則を明らかにしたものであり、引き続き維持・運用する必要があります。</p>
効果	<p>条例の運用状況の検証結果のとおり、本条例の各規定に基づき、個別の条例や計画、仕組み等が整備され、市民との連携協力、行政運営、財政運営、行政組織及び職員の倫理原則等の各分野において具体的な取組が推進されています。</p>
適時性	<p>市民主体による自治を基本とする行政運営の確立を目的とする本条例の規定は自治基本条例に基づいたものになっています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によって、市民の意見の変化の検証結果に見られるように、行政運営の基本原則等は市民ニーズに合致しており、本条例の運用により市民の満足度の向上が図られる内容となっています。</p>

#### ◆ 検証結果

今年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によって人とのつながりの機会の減少があったものの、現時点では条例第21条第2項に規定する「条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等」を講ずる状況には至っていないと判断します。